

「公益財団法人松戸みどりと花の基金助成金交付に関する内規」

助成金の交付にあたっては、次のとおりとする。

1. 都市緑化推進に関する事業に要する経費

(1) 認められるもの

花苗・肥料・種・腐葉土等の原材料、関係機材（スコップ、鎌等）、都市緑化推進に要する事務費・通信費・印刷費。

(2) 認められないもの

飲食代、各種会費（イベント等への参加費、謝礼金を含む）、交通費、保険代、会議費^{※1}（飲食代・都市緑化推進に関わらない会議）など

※1 会議の費用内訳、会議概要（会議名・開催日時場所・出席者・会議概要）等を提出し、飲食代を含まず、都市緑化推進に関わるものと認められた場合を除く。

2. 活動場所が決定（覚書等）しており、概ね1年以上の活動実績があること。

3. 同上活動場所での活動開始から1年目の予算・決算書の提出ができること。

4. 都市緑化推進事業が当該団体等の事業予算（自主財源）では、事業の推進が困難であるもの。

5. 土地所有者と交わした書類の提出（写し）（覚書・契約書・公共施設管理・設置許可書等）

6. 花壇・フラワースタンド・プランターの設置場所（活動場所）は、多数の市民が観ることができる場所であること。

7. 助成種類「その他」に係る、緑化関係団体^{※1}への助成金額

助成種別「その他」として助成している、現行の「緑化関係団体」については、生け垣づくりを除く花壇等の種類の最低助成額3万円をもって助成。

※1 里やま応援団（樹林地保全活動団体）ほか

8. 本法人の事業である、「松戸みどりと花のコンクール」、「緑化普及講習会」及び「花募金」等への参加やPR活動等に協力すること。

附 則

この内規は平成26年10月1日から施行する。

附 則

この内規は平成28年5月27日から施行する。

（平成28年5月27日 助成金交付審査会 承認）